

体指のページ

体指です
よろしく

No.16

お問い合わせ先
菊池市
体育指導委員
協議会広報部
☎0968(25)7234

体育指導委員協議会総会

4月16日(土)、清流荘で菊池市体育指導委員協議会の総会が行われました。

平成22年度の事業報告および決算報告、役員改選、平成23年度の事業計画および予算についての審議があり、全会一致で可決されました。

今回の役員改選においては、



会長 岩根 彰男

このたび体育指導委員協議会の会長となりました岩根です。菊池市合併から6年になりましたが、ようやく私たち体指も市民の皆さんのご協力により、活動が軌道に乗り始めています。体指は、スポーツの実技指導のみならず、行政と地域住民と

長年にわたり会長の職責を担っていた藤江会長が勇退され、岩根新会長が就任されました。また、新任の体育指導委員9人を迎えました。今年度も、いろいろなニュースポーツを紹介していきたいと思っておりますので、市民の皆さんの参加をお待ちしています。最後にになりましたが、藤江会長お疲れさまでした。

の調整役として、また、総合型スポーツクラブの中心的な役割を果たす多様な人材として、全国的にも期待されています。これから先、多様化する地域住民のスポーツニーズに対応していくには、体指一人一人が力を合わせ活動していくことが一層求められています。

また、菊池市体指は社会体育課に所属する非常勤職員として位置付けられていますが、実質的には、各自仕事をもちながらボランティア的に活動を行っているというのが現状です。しかしながら、近年体指を取り巻くスポーツの在り方、社会情勢、

新人紹介

- ①氏名(敬称略)
②地区
③好きなスポーツ
④趣味



①倉原 安浩
②戸崎
③スポーツ解説
④ゴルフ、映画鑑賞

①宮武 三郎
②高野瀬
③卓球
④音楽鑑賞

環境などは日々変化しています。従って私たちも、いろいろなニュースポーツを吸収し、指導を行うよう要求され、それなりに研修を行うなど努力をしているところです。今後は、体指と地域住民とのコミュニケーションを取りながら生涯スポーツを推進し、高齢化が進む中、市民一人一人がいつまでも健康で体力の維持向上ができますよう、体指一丸となつて協力し貢献したいと思っております。今後とも菊池市体育指導委員をよろしくお願いします。



①古庄 公久
②永
③陸上(長距離)
④ジョギング

①杉野 一馬
②弁利
③サッカー
④ドライブ

①清水 豊子
②川辺
③ミニバレー
④パン作り

①三池 暲
②新明
③野球
④ショッピング

①村上 義和
②栄町
③ゴルフ
④弓道

①迫 利次
②迫間・水迫
③バレーボール
④音楽鑑賞

①松山 裕史
②龍門
③ソフトボール
④釣り

退職者(敬称略)

- 藤江 康博 33年
森田 精一 43年
藤本 公也 15年
山中 健誠 4年
丸山 弘一 2年
前田 好子 9年
松岡 明彦 8年
齋藤 誉 4年
吉井 久直 9年
※お疲れさまでした。

体指のつばやき

皆さん、スポーツテストを覚えていますか。小中学校のとき、年度始めに50m走やソフトボール投げをしましたよね。

最近テスト内容が変更になったのですが、そのテストの検査員の資格をとるよう体育指導委員協議会に要請がありました。そして、子どもたちにスポーツテストを実施して欲しいということでした。「えっ、なぜ?」と思われた人も多いと思います。私もそうでした。だって、学校で毎年実施されていますから。その謎がしばらくして解けました。スポーツテストがあるのが当たり前と思っていたのですが、なんと、他の都道府県では抽出実施だったので、テストを毎年実施している方が珍しいのです。熊本県は、もう何十年も前から全校実施です。体育に関して熊本は進んでるんですね。(M・I)

平成23年度 国民健康 保険税

お問い合わせ先 税務課
☎0968(25)7206

国民健康保険税(国保税)は、皆さんが病気やケガなどで保険証を使って病院にかかるときに必要な医療費の大切な財源となっています。

国保税は、国保加入者につき算定した医療給付費分の保険税(以下「医療分」と)と後期高齢者支援金分の保険税(以下「支援金分」と)、そして国保加入者のうち40歳から64歳の人(以下「第2号被保険者」)につき算定した介護納付金分の保険税(以下「介護分」)の合算額となります。

納税義務者

国保税の納税義務者は世帯主になります。加入者一人一人が納税義務者になるものではありません。世帯主が国保の加入者でない場合でも家族の中に国保の加入者がある場合は、納税の義務を負うこととなります。

納税通知書などは全て、世帯主宛てに届きます。

課税限度額が 変更になりました

平成23年度より、課税限度額が表1のように変更になります。限度額とは、国民健康保険税の医療分、支援金分、介護分のそれぞれの年間最高額のことを言います。

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割(前年中の所得に応じて)	8.0%	2.5%	2.0%
均等割(加入者一人当たり)	28,000円	7,800円	10,000円
平等割(一世帯当たり)	25,000円	7,500円	7,000円
課税限度額(改正前)	500,000円	130,000円	100,000円
課税限度額(改正後)	510,000円	140,000円	120,000円

(表1)税額=医療分+支援金分+介護分(40歳~64歳までの人のみ)

軽減適用

所得が一定基準以下の場合、医療分と介護分の均等割、平等割についてのみ、7割・5割・2割の軽減措置があります。ただし、所得申告がされていない場合は、軽減の対象になりませんのでご注意ください。

非自発的失業者に対する 国民健康保険税の軽減

倒産・解雇・雇止めなど、非自発的な理由によって離職された人は国民健康保険税を軽減する制度がありますので、税務課までおたずねください。

対象者 次の要件のすべてに該当する人が対象になります。

- ・平成21年3月31日以降に離職された人
- ・雇用保険の「特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職者)」または「特定理由離職者(雇止めなどによる離職者)」
- ・ハローワークが交付した「雇用保険受給資格者証」(離職コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかに

該当していること)をお持ちの人

・離職日時点で65歳未満の人
※「雇用保険特例受給資格者証」や「雇用保険高齢受給資格者証」をお持ちの人は対象になりません。

軽減内容

非自発的失業者本人の前年の給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定します。※前年中の所得が確定していない場合は軽減ができません。申告がお済みでない人は、税務署への確定申告書の提出、または市への市県民税申告書を提出してください。

軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間です。(例)平成23年3月31日に離職された場合は、平成23年4月1日から平成25年3月31日まで)※職場の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

申請方法

- ・持参するもの
- ・雇用保険受給資格者証
- ・印かん
- ・申請場所
- ・税務課、各総合支所税務係

国民健康保険税の納期限

普通徴収(納付書または口座振替)の人は、年間の税額を8期に分けて支払っていただきます。7月に1年間分の納付書をまとめて送付します。納期ごとにお支払いください。また、特別徴収(年金天引き)の人(65歳以上75歳未満のみの世帯で一定の条件を満たす人)は、年金より天引きとなりますが、申し出により普通徴収(口座振替)への変更もできます。

普通徴収の人の納期

納期限	
第1期	8月1日(月)
第2期	8月31日(水)
第3期	9月30日(金)
第4期	10月31日(月)
第5期	11月30日(水)
第6期	12月26日(月)
第7期	平成24年1月31日(火)
第8期	2月29日(水)

特別徴収の人の納期

徴収月		
仮徴収	4月	10月
	6月	12月
	8月	平成24年2月